

1. 空調使用料

Q1-1：空調使用料とは何ですか。

A： 体育館に設置している空調（冷暖房）を利用する場合にご負担いただく料金です。体育館を使用する場合であっても、空調を利用しないときは、お支払いいただく必要はありません。

Q1-2：災害で避難している時や選挙の時にも空調使用料を支払わなければいけませんか。

A： 災害時の避難所や選挙など、市（公民館主催事業を含む）が行政目的で体育館を借りて地域の方々にご利用いただく際には、ご負担はありません（行政内部で使用料の処理をします）。

Q1-3：自治協議会が体育館を借りて空調を使用する場合も使用料は必要ですか。

A： 体育館空調は、子どもたちの教育環境の向上と災害時の避難生活の環境改善を目的として設置しています。そのため、地域団体が利用する場合は、設置目的外での使用となることから原則ご負担していただく必要がございますが、自治協議会（自主防災組織や子ども会育成連合会などの構成団体を含む）が次の場合に使用する際は減免の対象とします。

- ① 校区全体を対象とする自主的な防災訓練や防災キャンプなど防災目的で使用する場合
- ② 校区全体を対象とする子どもの健全育成に関する行事として使用する場合

Q1-4：子どもの健全育成に関する行事とはどのようなものですか。

A： 子どもを対象として実施される行事を指します。
例えば、昔遊び体験などの子ども向けの体験活動、校区ドッジボール大会などのレクリエーション活動などが該当します。

Q1-5：親子参加型のイベントは減免対象になりますか。

A： 減免の対象は、子どもを主たる対象とした事業に限られます。このため、親子参加型であっても、子ども向けの事業であり、保護者の参加が付随的・不可欠なものについては対象となります。
一方で、地域住民であれば年齢を問わず参加できる行事のように、子どもから大人までを広く対象とする事業は、減免の対象外とします。

Q1-6：減免対象になるかどうか分からない場合は、どうすればよいですか。

A： 減免対象に該当するかどうか不明な場合は、最終ページに記載の担当課までお尋ねください。

Q1-7：自治協議会が、防災や子どもの健全育成を目的とした事業において、空調使用料の減免を受けるためには、手続き（申請）が必要ですか。

A： 当面の間、減免を受ける場合に限り、電子申請は行わず、「福岡市立学校施設使用許可申請書」による申請をお願いします。なお、申請の際には、事業内容及び対象者が分かる資料を添付してください。

【手続きの流れ】

- ① 開放連絡会における日程調整
- ② 「福岡市立学校施設使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、事業内容及び対象者が分かる資料を添付し、使用日の7日前までに、メール・FAX・郵送のいずれかにより教育環境課へ送付（必着）
- ③ 教育環境課において審査
- ④ 使用日の前日までに登録されたメールアドレス宛に許可証を送付し、併せて暗証番号を連絡

Q1-8：市の組織（公民館を含む）との共催事業で空調を使用する場合も空調使用料の支払いが必要ですか。

A： 必要です。市が空調使用料を負担するのは市の組織の主催事業に限ります。

Q1-9：体育館を長時間使用する場合、空調を使用しない時間も使用料を支払う必要がありますか。

A： 空調を実際に使用する時間分のみ申請し、使用料をお支払いください。

**Q1-10：事前申請・事前納付をしていないと使えないのでしょうか。
使用料を事後に支払う場合は許可を得ていなくても使用できますか。
予約していた時間を超えて空調を使用することはできますか。**

A： 体育館空調の使用にあたっては、使用料の未納などのトラブルを防ぐため、事前に申請し、規定の使用料をお支払いいただき上で使用を許可しておりますので、ご理解ください。

Q1-11：使用しなかった場合、返金されますか。

A： 以下の場合に返金されます。当日の自己都合キャンセルは返金できません。

- ① 学校行事や学校施設の管理上の都合で使用できなくなった場合
- ② 地震、台風、その他の自然災害、その他不可抗力により使用できなくなった場合
- ③ 使用日の7日前までに使用の取りやめを申し出た場合

ただし、電子申請システムで中止の届け出が必要です。

Q1-12：雨天に備えて体育館の予約を行いました、実際には使用しなかった場合は、空調使用料は返金されますか。

A： 7日前までに中止の連絡がない場合は返金できません。

2. 支払い方法

Q2-1：使用料はどのように支払いますか。

A： 原則として口座からの引き落としになります。
福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行が利用可能です。

Q2-2：口座引き落とし以外の支払い方法がありますか。

A： 口座引き落としができない場合は、教育環境課（福岡市役所 11 階）で、クレジットカード、電子マネー、QR コード、収入証紙による支払いが可能です。
現金は取り扱っておりません。（収入証紙は市役所 4 階で購入可能）

Q2-3：自治協関連の使用に際しては、自治協が一括して支払いを行うのですか。それとも、実際に利用した人（団体）が支払いを行うのですか。

A： 地域ごとの実情に応じて運用が異なるため、統一ルールは設けていません。運用しやすい方法で対応してください。

Q2-4：納付書を送付してもらえませんか。

A： 納付書は以下の条件を全て満たす場合に送付いたします。

- ① 使用日が令和 8 年 10 月 31 日までのとき
- ② 口座振替による申請期限の翌日から学校施設利用の 7 日前までに申請を行ったとき

条件を満たす場合には、使用日の前月中旬から納付書を発送いたします。（例：9 月使用分は 8 月中旬から発送）

納付書の送付依頼などの特別な手続きは不要です。

■ スケジュール

使用月	電子申請 開始日	口座振替 申請期限
7 月	5 月 14 日	5 月 19 日
8 月	5 月 14 日	6 月 17 日
9 月	6 月 1 日	7 月 20 日
10 月	7 月 1 日	8 月 18 日

3. 電子申請の使い方について (詳しくは学校施設開放ホームページ掲載のマニュアル参照)

Q3-1：ログイン ID は何ですか。

A： 団体登録番号です。

Q3-2：これまでに紙で申請した内容はどうなりますか。

A： 既に申請された令和 8 年度分の使用予定は電子申請システムに移行します。
内容に変更がない場合は、再申請の必要はありません。

Q3-3：電子申請と紙申請はどちらもできますか。

A： 原則として電子申請のみです。
ただし、インターネットの利用が困難な場合は紙申請にも対応します。

Q3-4：電子申請の方法を教えてください。

A： インターネットで「福岡市学校施設開放システム」と検索し、ログイン画面から申請してください。

Q3-5：年間申請はできますか。

A： 地域団体等は可能です。翌年度分は 1 月から申請できます。

4. 申請ルール・期間

Q4-1：申請できる期間は決まっていますか。

A： 使用月の3か月前から、使用日の7日前まで申請できます。
(ただし、使用料が発生する場合は口座登録の有無で申請できる期間が異なります)

Q4-2：口座登録の有無で、申請できる期間が違うのですか(使用料が発生する場合)。

A： 口座振替だけの入力期間があり、経過後に窓口払い等の入力期間があります。
・口座振替：使用月の3か月前から1か月半前まで
・窓口払い：約1か月半前から使用日の7日前まで
スケジュールについては学校施設開放のホームページに掲載しています。

Q4-3：電子申請システムで申請しようしましたが、申請できません。

A： 申請期間外や予定の重複、口座登録がない場合などが考えられますのでご確認ください。

5. 団体・申請者

Q5-1：代表者以外でも申請できますか。

A： 代理申請は可能です。

Q5-2：代表者やメールアドレスが変わった場合はどうすればいいですか。

A： システムから変更申請を行ってください。

Q5-3：同時にログインできる人数に制限はありますか。

A： 制限はありません。

6. 日程調整・利用決定

Q6-1：日程調整は必要ですか。

A： これまで同様に事前調整は必須です。未調整での申請は利用停止となる場合があります。

Q6-2：使用日程はどのように決まりますか。

A： 各校区で調整し、一般的に次の優先順位で決定されます。

学校 → 地域行事 → 公民館 → 青少年スポーツチーム・育成団体 → 一般団体

Q6-3：空き状況は確認できますか。

A： システム上では確認できません。

学校・公民館へ一覧を送付していますので、そちらにお尋ねください。

Q6-4：電子申請移行後は、学校施設開放連絡会などの調整はなくなるのでしょうか。

A： 申請方法が紙から電子に変わるだけであり、地域での調整自体はこれまでと同様に行います。

7. 空調・設備

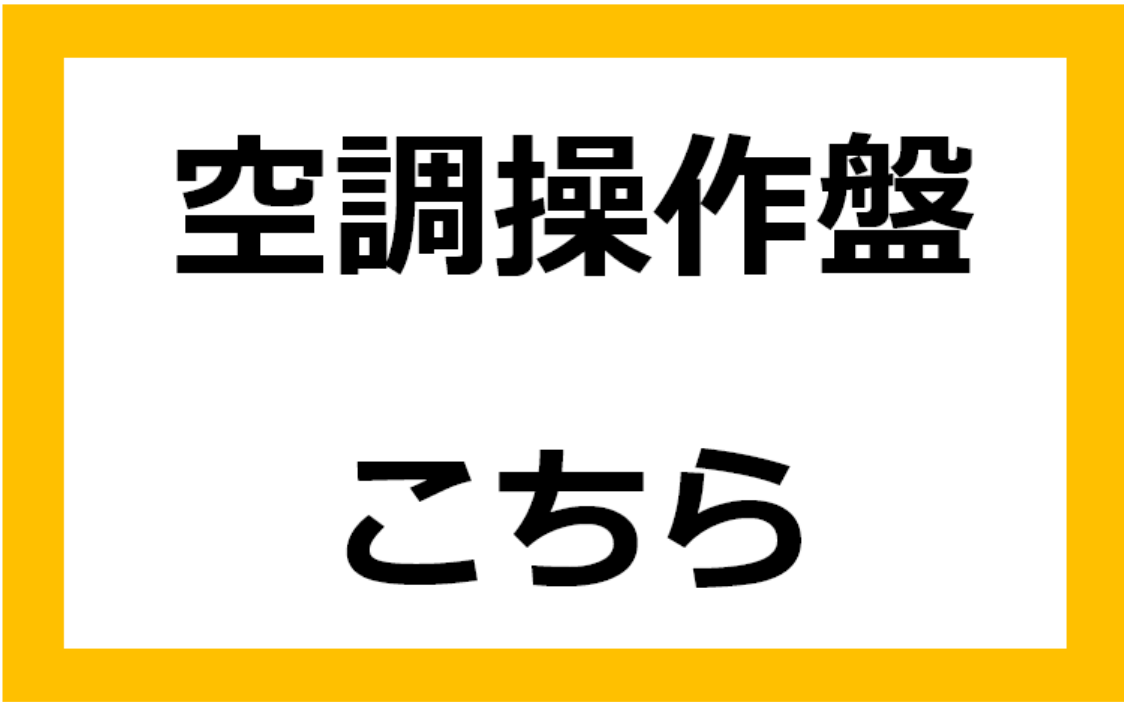
Q7-1：空調の設置有無はどこで確認できますか。

A： [学校施設開放のホームページ](#)で確認できます。（「福岡市 学校施設開放」で検索）

Q7-2：空調操作盤（空調のスイッチ）はどこにありますか。

A： 体育館の舞台袖の控室（控室扉に画像 1 を掲示）や体育館の入口付近にある操作盤内（画像 2）に設置されています。操作盤は施錠しておりますので、使用料の納付確認後、解除番号をお伝えします。

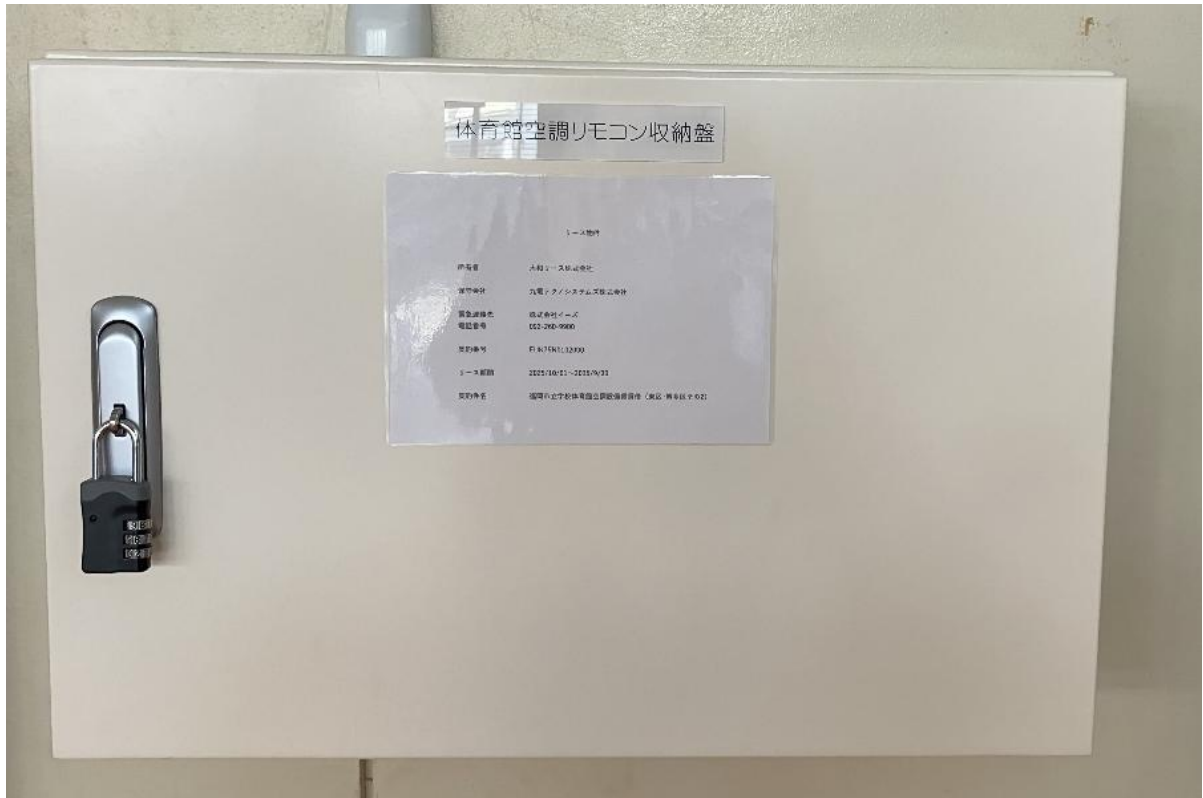
（画像 1：操作盤が舞台袖控室にある場合は、控室の扉に、この案内を掲示しています。）



空調操作盤

こちら

(画像 2-1：操作盤の外観)



(画像 2-2：操作盤の内側の写真)



Q7-3：空調の使用方法は。

A： 使用許可後に暗証番号で開錠し使用してください。使用後は必ず電源を切ってください。

Q7-4：空調は冷房と暖房があるのですか。

A： 空調は冷房と暖房があり、どちらも使用できます。

Q7-5：使用にあたり注意すべきことはありますか。

A： 窓や扉を閉めてご利用ください。体育館本体は断熱構造になっていない学校が多く、開けたままだと冷気や暖気が屋外に逃げてしまい、期待する効果が得られない場合があります。

【問い合わせ先】

教育委員会教育環境部教育環境課管理係

電話番号：092-711-4379